

檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項について

檜山北部3町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

記

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2・第4金曜日(必要に応じて変更可)
- (2) 開催時間 午後1時から(必要に応じて変更可)
- (3) 開催場所 檜山北部3町持ち回りとし、それぞれの町の開催場所はそれぞれの町で決めるものとする。

開催順番は、北檜山町、瀬棚町、大成町とする。ただし、必要に応じて変更する場合は別途調整する。

2 会議の代理出席

協議会委員のうち各町町長並びに檜山支庁地域政策部長が会議に出席できない場合は、次の者の代理出席を認めるものとする。

- (1) 各町助役
- (2) 地域政策課主幹

3 協議事項及び配布資料の事前送付

合併協議会における協議を円滑に進めるため、協議事項及び配布資料については、協議会の委員に対して事前に送付することとする。